８大月町告示 95 号

公　　告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の６第１項の規定及び大月町契約規則（平成 21 年規則第５号）第５条の規定に基づき、次のとおり郵送条件付き一般競争入札について公告する。

令和８年 11 月 19 日

大月町長 岡田　順一

１　入札に付する事項

（１）　業務名

家屋評価システム導入・運用保守業務

（２）　内容

別紙仕様書のとおり

（３）　業務期間

令和９年３月 31 日まで（交渉あり）

（４）　業務場所

大月町役場

（５）　予定価格の設定

有

（６）　最低制限価格の設定

無

２　入札参加資格要件

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

（１）　地方自治法施行令第 167 条の４のいずれにも該当しない者

（２）　国税及び地方税を滞納していない者

（３）　公告の日から開札の日までの期間に、国、高知県、大月町から指名停止等の措置を受けていない者

（４）　商法の規定に基づく整理開始の申し立て、若しくは通告の事実がない者

（５）　破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産の申し立てがなされていない者

（６）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合は、更正手続きが完了している者

（７）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した場合は、再生手続きが完了している者

（８）　手形交換所による取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から２年を経過し

ている者又は６か月以内に手形若しくは小切手を不渡りとしていない者

（９） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）による暴力団又は暴力団員に該当しない者

３　入札参加資格の審査申請等

（１） 本入札参加希望者は、入札参加資格を有することの審査を受けるため、(2)に示す必要書類を項番４に指定する日時までに提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

（２） 入札参加資格審査申請に必要な書類

ア　条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（※必須）

イ　納税証明書（国税・都道府県税・市区町村税。写し可）

ウ　法人の場合は、商業登記簿謄本（３か月以内に発行されたもの。写し可。）

エ　法人の場合は、決算報告書（直近のもの。写し可。）

オ　個人の場合は、身分証明書（申請日から３か月以内に発行されたもの。写し可。）

カ　暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

※上記イ～カについて、令和８年度競争入札参加資格審査申請時に既に大月町に提出している場合は、今回の提出を省略することができる。

４　審査申請書等の交付・受付場所及び期間

（１） 場所　　〒788-0302　高知県幡多郡大月町弘見 2230 番地
大月町役場　住民課　税務収納係

（２） 期間　　公告の日から令和８年 11 月 26 日（木）17 時 00 分まで
（ただし、土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は除く。）
（注１）申請書の提出方法は、郵送可とするが、期間内に必着のこと。
（注２）審査の結果、入札参加資格の有無を令和８年 12 月７日（月）にメールにより通知する。

（３） その他　入札参加資格審査申請書は、本町のホームページ内の当該入札に関する記事よりダウンロードして使用しても差し支えない。

５　仕様書等に関する質疑書の受付、回答の時期及び方法

（１） 受付期間　　公告の日から令和８年 11 月 24 日（火）12 時 00 分まで

（２） 受付方法　　メールにより受け付ける。質疑書の送信を行った際は、必ずその旨を電話すること。
メールアドレス　zeimu@town.otsuki.lg.jp　　電話番号 0880-73-1112

（３） 回答方法　　申請受付終了日までは、本町のホームページ内で回答を公表する。

6　入札方法

（1） 郵送入札

（2） 配達指定日　　令和８年 12 月 10 日（木）

（3） 送　付　先　　〒788-0302　高知県幡多郡大月町弘見 2230 番地
大月町役場　住民課　税務収納係

（4） 入札書の日付は、開札日（令和８年 12 月 11 日）を記入すること。

（5） 封筒の作成方法及び郵送方法については、（別紙１）封筒の記載例を参照のうえ、作成すること。

7　入札（開札）の日時、場所

（1） 日　　時　　令和８年 12 月 11 日（金）　13 時 30 分より

（2） 場　　所　　大月町役場　2 階　第 2 会議室

8　開札の立ち合い

開札には、入札事務に関係ない町職員が立会します。

入札者で開札の立会を希望する場合は、開札日の前日までに電話で申し込みを行い、承諾を得た者のみが立ち会うものとする。

8　入札保証金

免除

9　入札の辞退

入札を辞退する場合は、項番５の配達指定日までに入札辞退届を提出するものとする。

10　入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

（1） 入札書が、指定された郵送方法で提出されないもの。

（2） 配達指定日を過ぎて入札書が到着したもの。

（3） 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

（4） 入札書の金額を訂正したとき又は未記入のとき。

（５） 入札書に記名、入札案件名及び証印が誤脱し、又は確認できないとき。
（６） 入札に際して不正の行為があったと認められるとき。
（７） 一通の封筒に、２枚以上の入札書を封入したもの。
（８） 封筒に執行中以外の入札に係るものを封入したもの。
（９） 項番３の申請において、期間外に提出をしたもの。
（１０） 項番３の申請において虚偽の書類を提出したもの。
（１１） その他町長が定めた入札に関する条件に違反したとき。

12　落札者決定の方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、開札立会人（入札事務に関わりのない職員）がくじ引きを行い、落札者を決定する。

13　契約保証金

免除

14　その他

（１） 項番３の入札参加資格審査申請書を提出した者が１者の場合でも入札を行う。
（２） 入札参加者は、あらかじめ入札公告及び仕様書を承知すること。
（３） この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
（４） 申請書等及び追加書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
（５） 提出書類に虚偽のあった場合は、契約を解除するとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
（６） 入札書の配達指定日、送付先等は都合により変更する場合がある。その場合は、改めて参加者全員に通知する。